

Table of exchange rates for various countries including Paraguay, Azerbaijan, Kazakhstan, etc.

百三十三 モーリシャス通貨 一〇〇モーリシャス・ルビーにつき本邦通貨三〇〇九円
百三十四 アルバニア通貨 一〇〇レクにつき本邦通貨八九円
百三十五 マケドニア旧ユーゴスラビア共和国通貨 一〇〇デナールにつき本邦通貨一九八円
○文部科学省告示第百七十九号
大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第三十九条第一項の規定に基づき、同項に規定する医学又は歯学に関する学部の教育研究に必要な病院の機能が確保される場合について次のように定める。
平成二十八年十二月二十七日
文部科学大臣 松野 博一
大学設置基準第三十九条第一項に規定する医学又は歯学に関する学部の教育研究に必要な病院の機能が確保される場合について定める。
○文部科学省告示第百八十号
選定保存技術表具用印刷毛製作の保持者藤井源次郎(平成二十年文部省告示第百五号)は、平成二十八年十月十二日死亡し、当該保持者の認定及び選定保存技術表具用印刷毛製作の選定は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第四百四十八条第四項前段の規定により同日付けで解除されたので、同項後段の規定に基づき告示する。
平成二十八年十二月二十七日
文部科学大臣 松野 博一

○厚生労働省告示第四百三十五号
雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成二十八年厚生労働省令第三百七十七号)による改正後の雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)第百条の二の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準を次のように定め、平成二十九年一月一日から適用する。
平成二十八年十二月二十七日
厚生労働大臣 塩崎 恭久
雇用保険法施行規則第百条の二に規定する厚生労働大臣の定める基準
雇用保険法施行規則第百条の二に規定する厚生労働大臣の定める基準は、雇用保険法施行規則第八十二条の三第一項に規定する受給資格者等が次の各号(雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第六十条の二第一項に規定する教育訓練給付金の支給を受けることができない者にあつては、第一号、第二号及び第四号)のいずれにも該当する教育訓練を受講したことをする。
一 雇用保険法施行規則第百一条の二の七第一号に規定する一般教育訓練(以下「一般教育訓練」という。)を実施する者が実施する教育訓練であること。
二 公的職業資格(資格又は試験であつて国若しくは地方公共団体又は国から委託を受けた機関が法令の規定に基づいて実施するものをいう。)の取得を訓練目標とする教育訓練であつて、当該教育訓練の期間が一箇月未満のものであること。
三 一般教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練でないこと。
四 教育訓練の開始及び修了等について、次のいずれにも該当する教育訓練であること。
イ 当該教育訓練について、開始時期が明確にされているものであること。
ロ 当該教育訓練の内容、対象となる者、目標及び修了基準が明確にされているものであること。
ハ 当該教育訓練を実施する者が、当該教育訓練について、適切に受講されたことを確認し、修了させたものであること。
○特許庁告示第二十号
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号)第十條の二、第二十三條の五及び第三十四條の四の規定に基づき、平成十六年特許庁告示第一号(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第十條の二、第二十三條の五及び第三十四條の四の規定に基づく電子計算機の技術的基準を定める件)の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日から施行する。
平成二十八年十二月二十七日
特許庁長官 小宮 義則

規定に基づき、平成十六年特許庁告示第一号(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第十條の二、第二十三條の五及び第三十四條の四の規定に基づく電子計算機の技術的基準を定める件)の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日から施行する。
平成二十八年十二月二十七日
特許庁長官 小宮 義則
1. (1)中「、独立行政法人工業所有権情報・研修センター又は国際事務局(千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第2条(xix)の国際事務局をいう。以下同じ。)」を削り、「以下「規則」に改め、「(国際事務局が交付する電子計算機ソフトウェアにあつては、規則第10条第5号の特定手続に限る。(3)において同じ。)」及び「(国際事務局が交付する電子計算機ソフトウェアにあつては、特許協力条約に基づき国際事務局に送附する法律又はこの法律に基づき命令の規定に限る。(3)において同じ。)」を削る。
1. (2)及び(3)中「、独立行政法人工業所有権情報・研修センター又は国際事務局」を削る。
○特許庁告示第二十一号
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号)第十三條第三号の規定に基づき、平成十七年特許庁告示第四号(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第十三條第三号に規定する電子証明書を定める件)の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日から施行する。
平成二十八年十二月二十七日
特許庁長官 小宮 義則
第一号中「以下「規則」という。」を「平成二年通商産業省令第四十一号」に改め、第二号を削り、第一号の番号を削る。
○特許庁告示第二十二号
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号)第十條の二第二項ただし書の規定に基づき、平成十八年特許庁告示第九号(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第十條の二第二項ただし書に規定する特許庁長官が定める場合を定める件)は、平成二十八年十二月三十一日限り、廃止する。
平成二十八年十二月二十七日
特許庁長官 小宮 義則